

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（第4回）-議事要旨

平成15年11月25日
地域経済産業政策課

日時：平成15年11月25日（火）18：30～20：30
場所：経済産業省別館526会議室

議事次第

1. 環境施設の検討の方向
2. 報告書（案）の検討
3. 今後のスケジュール

議事概要

（1）環境施設の検討の方向

公害防止施設

- 公害防止施設を環境施設として認めないという結論はよいが、報告書（案）において 環境施設には入らないことが分かるように工夫した方がよい。認められないものは分かりやすく書き方を修正すべきではないか。
- 報告書（案）における個別事例の書きぶりが短い。

新エネルギー施設

- 生産関連の施設として新エネルギー施設を位置づけるロジックとなるが、逆に新エネルギー施設については、生産施設にカウントしないというアイデアもあるのではないか。
- 工場では環境配慮につき色々と養成されており、生産活動に伴うものについては全て環境配慮が求められている。新エネルギー施設で生産工程に活用しているものについては別途考えられているのではないか。これを認めると緑地との関係でも論理構成が難しくなる。
- ヒートアイランド等の効果に着目しても新エネルギー施設は緑地に類する機能があるわけではなく、環境施設に含めないとするべきではないか。

見学者用施設

- 別棟の建築物であれば認める方向でよいが、別フロアで見学者用施設を設置している場合には認めるべきではないか。
- 住民に工場を知ってもらうことが見学者用施設の目的にあり、見学者の安全用にわざわざ見学のための設備を整備しているものもある。別棟の建築物に限定せず、こうした場合にも環境施設として認めてもよいのではないか。
- 従来までの環境施設や資料に掲げられている環境施設の候補は、緑地に関連する機能があった上で、生産活動で生じる負荷を軽減するものと、生活を豊かにする機能を有するものの2つに分類できるのではないか。その観点からすると生産活動から生じる負荷を軽減するものは認められないのではないか。とすると、見学者用通路は生産活動による負荷の軽減ではない。こうした生産活動と重複していないなどの環境施設として認められるべき理念を示すべきではないか。
- 別棟の建築物であることにはこだわらず、物理的に隔離されている等の要件を満たしていれば環境施設として認めてもよいのではないか。

重複緑地

- 緑地として認められなかったものを環境施設で検討するというロジックは考えられる。

- 重複緑地として認められないものを環境施設で議論するのはおかしい。本来、緑地の機能が変化したので、屋上緑化を検討したが、セダムやコケなどの緑地はそこまでの効果が期待できないとの結論に至ったはず。そこで環境施設として議論するのはおかしい。これらを環境施設として認められないとすべき。
- 重複緑地は、緑地の検討の結果、限定的に認めるという結論に至ったものであり、そうした重複緑地としても認められないようなものについて、環境施設としては認められないであろう。

雨水貯留浸透施設

- 表面はコンクリートで覆われていて、貯水施設だけ設置している場合にまで、これを環境施設として認めることは不適切であり、雨水の浸透を伴うものにも限定すべきである。
- 雨水貯留浸透施設の能力のある駐車場が認められるのであれば、専ら見学者用のために使用される駐車場については認められないのか。
- 見学者用施設のための駐車場は、生産施設に入っていないサービス機能としての施設であることも加味していくことも考えられるかもしれない。

災害避難所として利用される（一般の利用に供しない）屋内運動施設

- （委員から特段の意見もなく、問題なしと認められる。）

環境施設の検討一般について

- 地方公共団体としては、工場のリニューアルを進められるようにすることで他地域に 移転することのないようにしたい。今回の工場立地法の見直しの趣旨を考慮して検討を進めてほしい。
- 地方公共団体の主体的な判断を可能にするのであれば、否定的な結論ではなく、認める認めないの基準を具体的に提示してほしい。
- 生産設備に関連するかないかを基準として認めない方向で結論を検討すべきであろう。
- 周辺生活環境との「調和」と「保持」は、どのように異なるのか。

（２）報告書（案）について

- 環境施設の検討では、昭和48年、平成6年の変更点等の当時の解釈や改正経緯といった点を明確にすべき。
- 環境施設の検討部分の最後の段落にある「美観に重点を置いた・・・でなくとも」という部分は書かなくてもよいのではないか。また、その直後にある「積極的に」は書かなくてもよいと思われる。
- 環境施設の検討部分の自治体要望の段落では新エネルギー施設等の要望例を出した上で、その後ろの段落で環境施設として認めていくべきという書きぶりとなっているのは、今回の検討結果とは異なる読み方になるので修正が必要。
- 今回認めることとなったものを中心にして環境施設の検討部分を修正すべき。
- 重複緑地で限定的に認めるものとして、5%と1/4が例示されているところ、既存の緑地を減少させない観点から1/4とすることが念頭に置かれていると考えるべき。
- 報告書（案）の資料編で掲げられている写真資料は、事例としてよいとは思われない事例が掲載されているが、よい例の写真を資料編に掲載すべき。

関連リンク

[工場立地法検討小委員会](#)
